

**大分市自治基本条例検討委員会
第6回 市政運営部会 議事録**

日 時 平成22年4月27日(火) 14:00～15:30

場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

出席者

【委員】

島岡 成治、泥谷 郁、廣瀬 惇子の各委員(計3名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主査 阿部 美剛(計7名)

【プロジェクトチーム】

総務課法制室主任 河越 隆

【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 条文案の検討について
 - (2) その他(次回開催日程等)

< 第6回 市政運営部会 >

事務局	それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会第6回市政運営部会を開催いたします。 お手元に5つの資料をお配りしておりますので、順次その説明をさせていただきます。まず、次第です。次に、「報告1」ですが、先般行われました第11回検討委員会での意見や確認事項について記載した資料です。中段の「執行機関・議会部会」の「第11回検討委員会の意見(まとめ)」の欄をご覧ください。赤字で着色した部分ですが、
-----	---

今制定をしようとしている「自治基本条例」は、大分市の最高規範であることを確認しました。また、市政運営部会にかかる直接的な意見はなかったかと思いますが、「その他」事項として「教育」について、「次世代に受け継ぐ」という意味で、前文で少し謳われているようであるが明確に出ないだろうか、或いは、具体的な「章」の中で謳えないだろうか、という意見を部会長が発言されました。これについて、他の委員さんからの発言はなく、理念部会の方で提案があったということで検討をしていく、ということになりました。

先週行われた理念部会では、前文の中で、言葉としては「教育」という文言はありませんが、子どもたちに引き継いでいくという広い意味での「教育」という提案について議論がされております。参加委員さんから子どもの権利、義務について、条文にするとしたらという案も示され、権利、義務を検討している「市民部会」に投げ掛けてほしいと意見があったことから、これについては「市民部会」に投げ掛けを行うことになりました。また、別案として、前文の中に一文が入れられないだろうかとの意見もあったほか、現在の案でも「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく」というフレーズの中に、その意味合いを込めているという意見もあり、引き続き、次回の部会で検討することとしております。

次に「報告2」をご覧ください。「大分市自治基本条例」最高規範性の確認による体系の考え方について、前回の全体会議でも、数名の委員さんから「分かりにくい」という意見がありましたことから、事務局なりにまとめてみましたので、ご説明させていただきます。

図として、3つ記載しておりますが、最初の図は、「自治基本条例と各基本条例の体系」として、全国的な例は極めて少ないのですが、柱となっている執行機関のことを謳っている「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」と「議会基本条例」の3つの基本条例の上に、理念的な条例として「自治基本条例」を被せている例です。この体系図ですと、大分市は「議会基本条例」については既に制定済みですので、屋根となる「自治基本条例」を理念的に作って、残りの「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」についても併せて制定するという流れになるかと思えます。

次の、「一般的な自治基本条例の体系」として、現在、各地で制定されている「自治基本条例」の体系で最も多いものとなっておりますが、「自治基本条例」という一つの条例の中に「市民に関する内容」と「行政に関する内容」、「議会に関する内容」が全て謳いこまれています。この体系は、「自治基本条例」を作る一般的なパターンですので、大分市にあてはめた場合は、「議会基本条例」が既にありますことから、「議会に関する内容」を詳細に謳う必要がないのではないかと判断されます。

よって、全体会議で確認された、「自治基本条例」が最高規範であるということと、議会の協議による決定内容や皆さんのご意見を念頭に置いた上で、大分市がめざす体系としましては、一番下に記載していますが、2つ目の一般的な体系を意識しつつも、大分市には「議会基本条例」があるということで、基本的には、「自治基本条例」の中には、「市民に関する内容」と「行政に関する内容」を謳いこみ、「議会に関する内容」については、「議会基本条例による」ということを謳いこむことで、「議会基本条例」を結びつけるという内容になるのだろうと考えております。

そういうことで、検討委員の皆さんにご検討いただく内容としましては、図にありますように、色付けされた部分をご検討いただくということであり、今後の課題としましては、「議会基本条例」に謳われている部分で市民と行政に関する内容とかぶる部分、

	<p>図で言いますと、円が重なっている部分をどのように謳うのかということになると思います。</p> <p>例えば、一つの条文として、議会にも関連する条文がある場合に、議会を含んで謳うのか、それとも、「議会基本条例」によることとしているので、議会だけを外して謳うのかというような課題があるのではないかと考えています。具体的には、理念部会で検討する「前文」や「基本理念・原則」には、議会も含んだすべての大分市を意識したつくりになるのは、異論のないところであろうと考えておりますが、更に、執行機関・議会部会が検討する「議会の責務」などは「議会基本条例による」ということを謳うにしても、市政運営部会や市民参加・まちづくり部会が検討する個別項目について、その主語となる部分に「議会」を含むのかどうか、また、「議会基本条例」に規定のない事項で、議会にも関連する条項を規定することになった場合に、「議会基本条例」との関係性をどうするのか、というようなことが今後の大きな課題となってくるのではないかと考えています。</p> <p>次に「資料1」をご覧ください。前回の部会におきまして「主語」について、協議をしていただきましたが、概ねの了解をいただいたものには、赤字で着色をしております。5つありまして、（行政手続）、（財政運営）、（行政組織の編成）、（政策法務）、（危機管理体制の整備等）です。</p> <p>次に「資料2」をご覧ください。「資料1」と同様に赤字で着色をしております。以上、資料の説明になりますが、全体会で自治基本条例の最高規範性が確認されましたので、その結果を踏まえ、本日の部会では、再度「資料2」をご覧くださいながら、赤く着色をしていない14の条文につきまして、ご協議をしていただければと思います。事務局からの説明は以上です。それでは、進行を部会長よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>今、事務局の方から報告がありましたが、何かご質問やご意見がありませんか。先程、事務局との話の中で、本部会はかなり条文の案も出ていて進んでいる状況になっています。他の部会は、連休明けくらいに条文が出てくる感じなのですかね。</p>
事務局	<p>そうですね、連休明けに再度部会を開いて、案を固めてという感じです。</p>
部会長	<p>そうすると、条文の全体像が出てくるのは、5月過ぎということになるのですかね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
部会長	<p>その時に本部会としての案というのは、全体の中に提示しなければいけないと思うのですが、現条文案については本当にこれでよいのかということを確認したかったのですが、委員さんの数も少ないので、今日の段階ではなかなか難しいかなと思います。出席の委員の方々は、これについてどういう意見をお持ちなのかをお聴きしたいと思ったのです。私の認識が違っているのかもしれませんが、私の認識としては、「市政運営」という項目に関してマックスで挙げましょうということで、漏れがないように取り敢えず必要だろうと思われるものを全て挙げていったと思います。前回の部会でも少しあったように、よく似ているけれども違うというような議論もあるかと思いますが、幾つか整理できるのか、できないのかという検討はあまりしていない。今のところ、普通はこういう項目が挙がっているということで、簡単には整理ができないというよう</p>

	<p>な意見を事務局から伺っているような印象を受けているのですけれども、ただし、全体像の中で、この「市政運営」がどういう位置付けになっているかということによって、そこまで謳う必要があるのか、そうでないのか、そこは挙げなくてもっと大きな所で謳っておけば、具体的な内容は個別の条例が既に揃っているの、その部分で謳っているので必要ないのではないかという判断もできるのではないかという気もしています。そうしますと、今挙げているものが全部必要なのか、そうでないのかというものは、もう一度考えてみたいという気が私自身はあるのですが、皆さんがこれでよいのではないですかということであれば、この案をこの部会の案として出したらよいのかなと思うのです。その辺はどうでしょうか。</p>
委員	<p>この赤字の分だけですか。</p>
部会長	<p>いいえ、全項目です。本当にこの項目が必要なものとして挙げることでよいのだろうか、それとも何かもう少し整理ができるのではないか、ということが若干気になっているのです。それともう一つは、そのこととも少し関連しているのですが、私たちの部会の位置付けみたいな所なのですけれども、自治基本条例の一般的な全体像の中でいきますと、殆どが行政に関する内容ということになるのだろうと思いますが、問題になるのは接している部分です、市民に関する部分と議会に関する部分と接している部分を、どういうふうに判断して全体の体系化を行っていくのかということに少し絡んでいると思うのですが。先程事務局が言われたように、「個人情報」に関しては、議会基本条例には入っていないということで、これをどういう形で提示するのかということが少し問題になるのかなと。ここの部会だけで言いますと、これを行政に関する内容の中に限ってしまうと案としては作りやすいのですが、そうでない所をどういうふうに判断しているのかなということもあるので、その場合にこの部会として提案する時に注釈を付けるということになるのかなと思うのですが。この件に関しては、どう扱うかという注意書きと言いますか、行政機関のみのものであれば問題ないのですが、そうでないものに関しては、こういうこともあるのだという注釈付きで全体会議に出して、検討してもらおうということになるのかなというふうに思ったのですが。そのことと、もう一つは全体の項目がとても多いのですね、一般的にこんなに項目が多いのですかね。</p>
事務局	<p>10あっても多いと思います。他都市の例を見ると。</p>
部会長	<p>10ぐらいですか、あってもですか。他の所を見ているとスリムな感じがしてですね、その辺はどうなのかなと。ここに挙げているものを全部別項目で挙げていかなければいけないのかどうかという点について、私自身があまりじっくり考えずにやってきた所があるものですから、一度きちんと考えて、必要であればそれを全部挙げるということなのだろうと思うのですが。そういうことも検討する必要があるのかなという気もしています。</p>
事務局	<p>よろしいですか、前回の議事録を見ますと、例えば「市民の参画」ということで括ると、「条例の制定等の手続」や「市民提案」は、まとめられるのではないかなというご発言があったかと思えます。部会長のまとめられるというものは、単純にこの条文が要らないよということではなくて、もう少しまとめ方や組み立てを変えてという意味での</p>

	ご意見ですか。
部会長	必要に応じて変えてと言いますか、私の理解が正しいのかどうか分らないのですが、条例というものは骨組みがあると思うのですね。項目については、項目と項目の関係性みたいなことがあるのだらうと思うのですが、その関係性がよく把握できていないというところがあってですね、そこがもう少し構造として把握できると分りやすくなるのかなと思うのですけれども。
事務局	よろしいですか、個人的な意見になるかも知れませんが、組み立て直しということであれば、例えば「市民参加」ということを検討している部会もありますし、それは一度各部会の案を合わせた形でダブるものを整理された方がよろしいのではないかと思います。この部会にある19の条文の中で、組み立て直しではなく、この項目は法律に謳われてあったり他の条例にあるから、敢えてこの自治基本条例に謳わなくてよいのではないかとということであれば、議論をしていただくことはお願いしたいところですが、組み立て直しということであれば、各部会の案が出てきて重なる所もあるので、事務局の方で整理させてもらってはどうかと思います。当然、そこには議会の方にも関わるものがありますから、議会基本条例について確認したのですが、色々な項目を全て見た上で要るものと要らないものを分けて作成していることなので、単純に議会基本条例で落ちているので、これを入れましょうということにはならないのかなと思います。そうすると、何処かの時点で議員さん方と協議することも想定されるものですから、組み立て直しということであれば、各部会の案をまとめた上で整理させてもらう方がよいのかなと思います。
部会長	全体を見てから整理ということは、当然あってもいいのかなと思いますが。
事務局	今までお聴きしている中では、まとめ方を変えてというご意見をいただいているかと思しますので、そうすると全体で合わせてからの方がよいかなと思います。
部会長	変えなくてもよいのですが、条文と条文の関係みたいなものがどうなっているのかなというものが、私自身の中で不明瞭な部分があったりするものですから。例えば、順番を変えるだけでそれが上手くいくのであれば、そういうこともあり得るのかなと思っていますのですが。他の委員さんは、どういうふうに感じてられていますか。
委員	19が多いかどうかというのは、私もよく分かりませんが、他の部会の人のお話を聴いても、他の部会が見えないのでやはり分らないようです。ですから、ある程度全体が出てきてその中ですり合わせをしていく方が、ここだけで検討しても多い分は減らせますが、これは足りないと言われた時には難しくなるので、このままいって、ある程度全体が出てきた時点の方がよいと思いますが。
部会長	分りました。それでよろしいですか。
委員	私も先程事務局の説明があったように、やはり具体的な所で見直していくことが、もう一度必要なのかなと思います。

部会長	<p>はい、分りました。そうすると、今日の事務局の提案では主語というものをもう一度確認していただけないかということだと思のですが、その作業を行ってこの部会としてはこういう形で整えておくということですかね。はい、分りました。そうすれば、「資料2」について前回確定しなかったものについて、可能な範囲で見ていくということで、最初から事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、「資料2」をご覧ください。 (市政運営の基本)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 ・ 市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 <p>ということで、事務局としても執行機関ではなからうかと考えております。その理由は、市長を始めとした執行機関が市政の運営を行っていくためだろということ、関連するものとしましては、「市民協働基本指針」の中に、「パートナーとして、お互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共に考え、共に行動すること」として示されております。法律では、地方自治法の中に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」や「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」や「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」等の表現がありますが、あくまでも市政は市長を始めとした執行機関が行うものということで、主語は執行機関ではなからうかというふうに考えております。</p>
部会長	<p>これについてはどうでしょうか、執行機関ということですが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>これについては、前回は意見をいただいております。説明をして全体を眺めてから決めましょうかということで、次の条文の議論に移っています。</p>
部会長	<p>位置付けとしては先程の3つの輪の中から考えると、基本的にここは執行機関ということで、それに外れるものについてどういう注意書きを付けるかということが問題になるのかなと思いますけれど。</p>
事務局	<p>執行機関でよいですか。</p>
部会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>(総合計画)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 ・ 市は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。 <p>ということで、主語については、「大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例」があって、その中に「市長は、基本計画(法第2条第4項に規定する基本構想を実</p>

	<p>現するための基本的な計画で、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。」というものがああります。こういったことから、主語は市長だろうということで整理させていただいております。また、「大分市市民意見公募手続実施要綱」や「地方自治法」を載せておりますが、大分市の条例では、「市長は」となっておりますので、総合計画の主語は「市長」として整理をさせていただいております。</p>
部会長	<p>はい、市長とする場合と執行機関とする場合の違いは、大きく見てどういうことになるのですか。先程も市長をはじめとする執行機関ということで執行機関というふうになったのですが、市長とする場合は例えばこういう条例等に条文で市長と決まっている場合が市長という判断になるのですか。</p>
事務局	<p>統括的に市長が権限を持って行っていくというものもあれば、教育委員会等が独自に権限を持って行っているものもあるので、そういったものを総称して執行機関という形で謳わざるをえないような部分もありますので、市長という言葉が直接出てくる条文はそれほど多くないのだろうと判断させていただいております。</p>
事務局	<p>市長も執行機関の一つにはなるのですが、教育委員会等の執行機関と違うのは、総合的な調整を市長が行うという部分もありますので、全体の統轄のようなものは上に立つ者として市長が行うということが、地方自治法の中にもそういう考え方がありますので、執行機関の一つではあるけれども、全体統括者としての立場も別にあるという位置付けになるのかなと思います。</p>
部会長	<p>ここは統括者としての市長ということでよいのかと思いますが、後の条文で市長が出てくるのはどこにあるのですか。</p>
事務局	<p>の「危機管理体制の整備等」です。これは市長のスタンスとして、こういった防災危機管理体制は市長の姿勢を示すべきだという説明をさせていただいたと思います。ですから、ここは市長とさせていただいております。</p>
部会長	<p>これをこの案としてまとめる時の表記の仕方なのですが、先程の執行機関としたものは執行機関と入れ替えるのか、「市(執行機関)は」という形にするのか、今の段階では「市(執行機関)は」という形で書かれていますよね。「市(市長)は」と書かれているのは、議論の途中だからということでこういう書き方をされたということですかね。全体に提示する時は、多分言葉の定義がそこで練り直されるのかなと思うのですが、市でいくのか別々でいくのか、或いは事務局で書かれている案でいくのか、その議論の経緯が分かるようにするためには、現段階では事務局で書かれたような書き方のほうが議論はしやすいのかなと思いますが、どうでしょうかね。</p>
事務局	<p>最終的に出来上がった時には、「市(執行機関)は」という主語になるということは考えにくいので、市という何らかの定義を置いた上で「市は」という主語になることはあり得ると思いますし、場合によっては「執行機関は」という主語も考えられると思います。条例によっては、「市長等」ということで執行機関の全体を表すこともありますし。</p>

部会長	その時の主語の仕方ですね。
事務局	表現の仕方は全体の調整の中で決まっていくと思っていますので、今は中身についてどこまで含むのかということを議論いただければと思います。
部会長	中身を考えた時に、百パーセント市長とか百パーセント執行機関とかいうことは、なかなかないのだからと思うのですよ。バランスによっては、「市長及び執行機関は」と書いた方がよいということもあるかも知れないし、「市」といった場合に市民も入るような議論になりそうかなと思っているのですが、だから、「市は」という言い方はあまりしないのかなと予想しているのですが、その時に今ここでは「執行機関」としたけれども、実は「市長及び」とした方がよいのか、市民が入ってくる場合には市民も入れて複数の主語にした方がよいのかということも出てくるかなと思いますので。
事務局	括弧をつけてまとめさせていただいても、この段階では構わないと思います。
事務局	市民部会での検討の際に、市民という定義をしないと議論ができないということで、この間も提出させていただいたのですが、そういう形でこの部会として執行機関も含めた市長の時には「市長等」とするとか、そういったものを決めておいて取り敢えず主語として入れておくと。その後全体で調整する際に主語の部分を変えることにもなるかも知れませんが、この条文については執行機関と市長と議会まで入っていますよとか、市民まで含んでいますよという所が認識できていればよいと思うのですね。だから、その所の押さえをしておいていただければ、主語は定義をきちんと行った上で付けられると思いますので。この「資料1」の訂正をしているような形で入れていただくことでも構わないと思いますので。
部会長	今の段階はですね。では、今の段階ではそういう形でしていただいて、最終的には主語の定義をきちんとやっていくことになると思いますので。
事務局	市長ということでよろしいでしょうか。
部会長	はい。
事務局	(行政評価)です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 ・ 市は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。 <p>ということで、これは事務局の方ではっきりとこれだと言い切れていないのが、議会そのものの活動は対象とはなり得ないと思うのですけれど、議会事務局で行っていることは行政評価の対象としています。本来としての議会の役割は対象としていないのですけれど、そういったことがあるものですから、議会を対象とするかどうかということ</p>

	<p>で、事務局でも明確になっていないという状況です。地方自治法には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。</p>
部会長	<p>この辺について委員さんはどうなのでしょう。</p>
委員	<p>議会はどうなのですかね、行政評価で見ると、言い方が難しいですけど。どうなのですかね。</p>
事務局	<p>議会事務局が行っている事務的なものについては、行政評価の対象にしていると思うのですが、議員さんが活動していることは行政評価の対象となっていないですね。</p>
事務局	<p>前回の時にも議論になった所で、基本的には二元代表制という形になれば議会は関係がありませんよという形ですっていくのかなと思いますが、市民目線で見たと議会を対象にしませんよということが疑問になるのかなという感じがします。</p>
部会長	<p>現状では、議会の事務運営に関しては行政評価の対象になっているけれども、議員の活動については行政評価の対象になっていないのですよね。そうすると、これに議会を入れると誤解を生みそうな感じがするのですけれども。</p>
事務局	<p>もし、議会の議員活動を行政評価の対象とするのであれば、どちらかという議会基本条例で謳うべき内容だと思いますので、自治基本条例でここまで言うのは難しいかなという気がします。</p>
部会長	<p>この市政運営の位置付けみたいな所だと思うのですが、原則としてここは議会ではなくて執行機関が主語としては対象なのかなと。目的語に議会が出たり市民が出たりということはあるのだと思うのですが、そういうふうに思いますが。どうなのでしょう。</p>
事務局	<p>執行機関とさせていただくのがよろしいかなと思うのですが。</p>
部会長	<p>執行機関ということでよろしいですかね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>(外部監査)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。 ・ 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。 <p>ということで、これも 同じように、議会そのものは対象ではないのですが、事務局は対象になっているということで、今と同じように議会を対象とするかどうかは同じような状況だと思います。</p>
部会長	<p>ということは執行機関ということでよろしいのではないのでしょうか。</p>

各委員	はい。
事務局	<p>(情報公開)です。</p> <p>・ 市は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p> <p>ということで、これにつきましては、議会基本条例の5条に規定がありますので、重なるものを入れるかということ、条例には「大分市情報公開条例」がありますし「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定されています。ですから、議会基本条例に規定があるので、執行機関でよいのではないかなと考えているところです。</p>
部会長	<p>この扱いは、次の「個人情報の保護」の扱いとリンクしているのかなと思うのですが、ここは執行機関だろうと議会だろうと関わるものについては、改めて二重であっても入れるというふうに考えるのか、或いはここは議会基本条例が別にあるわけなので、執行機関のということであれば執行機関ということになるのだろうと思います。後者にした時に問題は、は議会基本条例にはないのですがこれについてどう扱うことかなと思うのですが、少し先にいってしまいましたが、は議会のことは議会基本条例でということであれば執行機関でよいのかなと思いますが、についてですね、どういうふうに判断することになるのかなと思いますけれど。</p>
事務局	<p>聞いたところによると、議会基本条例を策定する際に当然個人情報の保護も検討されたようなのですが、保有する個人情報の量ということで考えた時に、執行部側が持っている情報量と議会が持っている情報量は、殆ど無視してよいくらいに議会の方が少ないということで、そういうものを基本条例という大きな条例の中で、特に取り上げて謳う必要はないのではないかという判断を当時されたことを聞きましたので、そうすると当時の判断を尊重してこちらでも謳わないということは、こちらの判断としてもあり得るのかなと思います。</p>
部会長	<p>謳わないというのは、議会を謳わないということですか、個人情報そのものを謳わないということですか。</p>
事務局	<p>個人情報については、議会を含めないで考えると。</p>
部会長	<p>議会基本条例を尊重するという意味では、基本的にはここを外すということがすんなりいくのかなという気はしますけれども、他の委員さんはよろしいですかね。</p>
委員	<p>よいと思います、外しても。</p>
部会長	<p>と はどちらも執行機関ということで。</p>

事務局	は前回執行機関ということで了解をいただいたと思いますので、 にいってよろしいでしょうか。
部会長	はい。
事務局	(条例の制定等の手続)です。 ・ 市は、市政運営に関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。 ということで、これは議会基本条例に同様の趣旨が書かれております。それをどう捉えるかということで、議会を含めるかどうかということになるかと思いますが。あと市民意見の法手続ということで、パブコメなどの手続きの要綱と、「行政手続法」の中にも規定があります。
部会長	どうでしょうか、ここはこの前の議論の中で議会については議会基本条例があって、自治基本条例は市民のことで行政のことで全体のことで、理念としては全体のことでということになれば、少なくともこの条文は全体の話ではないのと思うのですが、そういうことから言うと全て議会を外していく方が構造としてはすんなりするかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。
委員	議会基本条例は早くできたのでダブっていますが、それが本筋ではあるのですね、議会が入るのも。議会基本条例で謳われているので、同じものを載せるかということですが、外しても議会はどうかということはないのですね、自治基本条例ができて議会を入れないといけないということはないのですね、議会基本条例で謳われていますので外しているということではよいのでしょうか、難しいですね。
部会長	それは、全体の自治基本条例の中で市政運営部会が扱う章の位置付けになると思うのですが、私の解釈では議会基本条例があるので、議会に関することは基本的にはそこで謳うのが筋でしょうと、できてしまっていますから。そうすると、この市政運営の部分は、基本的にほとんどの主語が「市長」か「執行機関」になるのかなと思います。そのあたりはどうなのでしょう。もっと違う部分、全体の理念である部分は全部が市民も議会も執行機関も入ってくるでしょうから、そこでは全体に関して決めなければいけないことが決められるということだろうと思うのですが。
委員	本来は一緒に作っていくものが先にできてしまっているので、 は先にあるからということなのですね。
事務局	今、委員さんが言われたように、議会のことは議会基本条例が最高規範ということで謳われていますので、基本的には個別の議会に関する項目はそちらにお任せするという考え方はあり得るのかなと思います。それでも、これは議会にお願いしたいという事がもし出てくれば、それは議会サイドとも協議をして謳う必要があればどこで謳うのか、この自治基本条例で謳うのか、それとももう一度議会基本条例の中で改正するような形で謳いこんでもらうのか。その辺を考える必要が出てくるのかなあと思うのですが。

部会長	そうですね。
事務局	先程言われた理念や総則的な部分は、市全体、市民も含むということで関わってくるという考え方だろうと思います。
事務局	説明不足だったかも知れませんが、の「情報公開」との「条例の制定等の手続」で、議会基本条例に同様の規定ありという表現をさせていただいているのにもかかわらず、は「執行機関」、は「執行機関及び議会」という表現の違いなのですが、は直接的に「情報を積極的に公開するものとする」と議会基本条例に謳われています。は直接的な言い方ではなくて、「必要な政策を自ら立案し、提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」等、間接的な表現が読み取れるということで、「執行機関及び議会」と表現しています。その違いです。
部会長	結局問題になるのは、基本条例をどういう骨組みで作るかということだと思うのですよね。それから、今後の基本条例をどのように改編していくかということに絡んでくるだろうと思うのですが、議会基本条例の中に明確になかったり抜けていることでも、自治基本条例としてこれは必要だということを、どういうふうにして提示していくのかということなのだろうと思うのですよ。その場合に、議会基本条例を制定されたのは議会の方でしょうから、議会に対して要望していくということが一つのやり方ですよ、ここで外したとすれば、そうではないとすれば、次に行えるのは二つに分けるということになるのかなと思うのですが、市政運営に関して、議会も執行機関も含めた市政運営に関わる項目と、市長、執行機関に関わる項目と二つに分けてあげるということになるのかなと思います。どちらがよいのかということは、私もよく分からないところがあるのですが、それをどういう形で今の段階で提示しておくかということになるのかなと。
法制室	法制室ですが、私の方で意見を申し上げるのはどうかと思うのですが、自治基本条例全体の条文の組み立てから考えますと、「報告2」の行政に関する内容についての章が一つあって、これは議会基本条例と対比される位置付けにあるとしていただいた方が分かりやすいのかなと。他の部会で市民に関する内容の条文を今考えていただいておりますので、市民に関する章があって、行政に関する章があって、議会については別に定めていると、それをまず見据えていただいて、その上でお互いに関係する部分については、総合的な調整をする章が一つあると、整理としてはしやすいのかなと感じます。市政運営の部分、これについては行政、執行機関の範囲で必要な部分と、ここだけで収まらない部分に切り分けしてもらえば、自分とすれば整理しやすいのかなという感じです。
部会長	その時に、ここだけで収まらない部分というのは、必要かどうかの是非も問われるのでしょうかけれど、「連携・交流」、「多文化共生」等は収まらない部分になってきて、これは議会や執行機関だけの問題ではないのかなと、こういうところに入ってくるものがあるって、執行機関は執行機関のところだけということになるだろうと思うのですが、この「条例の制定」や「法律遵守」等は、「連携・交流」等とは違いますよね。

法制室	<p>そうですね、これはいわゆる議会と執行機関という範囲の市役所、市民と対比した形での市役所と言ったらよいですね。この中の全体を捉えて位置付けをする話なのか、それとも執行機関だけなのかという振り分けをしていただければ、市役所全体を捉えてということであれば、また別途議会と執行機関と検討する項目として目出しをして規定していくのがよいのではないかと漠然と考えているところです。</p>
部会長	<p>そうしますと、 が微妙になっているのは、議会基本条例の中にこの規定がない訳ではないのですよね。あるものについては、必要ないのかなという考え方が一つあるのかなと、ここでは執行機関だけで謳っているのがよいのかなと思うのですが、その規定の仕方が明確ではないという時には、どうすべきかということですよ。それが故に両方にかかるような違う枠組み、「交流・連携」等に持っていくのがふさわしいのかどうかということに少し迷いを生じるのですが、私自身、どうしましょうか。</p>
事務局	<p>一つは先程言いました市民の意見を反映させた政策提言を行いましょうという文言が議会基本条例の中にある訳ですが、そういう中に十分市民の声を聴きましょうということは含まれているので、それで足りると考えることは十分可能だと思います。例えば、条例を定める場合には議決をいただかないと決められない訳ですが、その提案をさせていただくのは圧倒的に市長側の方が多いい訳ですから、そういった意味では具体的に執行機関の側では条例制定と謳っておりますが、議会側としてははっきりそういう言い方はしていなくても、政策提言という形でまとめて表現をしたとしても、内容としては同じところはきっちり規定できていますよと理解することは可能だろうと思います。</p>
部会長	<p>どうでしょうか、他の委員の皆さんは、私は、ここは執行機関にしておいてと。あるものですから、議会基本条例の中にも形はともかく。</p>
法制室	<p>これを執行機関ないし市長という形で整理をされる時には、「条例を制定し」とするのがよいのか、「条例を議会に提案する時」という形がよいのか、執行機関の機能としては単独で条例の制定はできませんから、「議会に提案する時」という方がよりはっきりするのかなと思いますが。</p>
部会長	<p>制定ですと議会も入ってくる訳ですね。議会も含めて制定しているということなので、「条例を提案する時」ですね。</p>
法制室	<p>「立案する時」がよいのか、その辺は事務局で検討させていただきます。</p>
部会長	<p>立案ですね、「立案または改廃しようとする時」という文言にすればということですね、その辺りは事務局で検討していただければと思います。</p>
事務局	<p>そこは検討させていただいて、執行機関でよいということですね。</p>
部会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>(法令遵守等)です。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 市は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。 <p>ということで、「大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」ということで、職員の心構えなどがあります。また、地方自治法には「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」というものがあります。前回もこれを我々が守るのは当たり前なので、この条文はどうですかというお話をさせていただいたかと思うのですが、主語という前にこの条文はどうかと思います。</p>
部会長	<p>そうですね、当たり前ですよ。市だけの問題ではなく、企業であろうと当たり前といえば当たり前ですよ。どうでしょうか。例えば のところに一言入れたら済むのかなと、「法令遵守すること」とですね。</p>
事務局	<p>例えば、「公正かつ」という「公正」という中にそこまで含むのかどうかなのですが、絶対含んでいますと今すぐ言い切る自信はないのですが、意図としては似たようなところがありますね。</p>
部会長	<p>どうですか、この三人の委員さんだけで、今まであったものを無くすということは勇気があるのですが、私もこれはひょっとしたら要らないのかなという気はしているのですが。</p>
事務局	<p>要としても執行機関及び議会というのはどうかと、前回も同じようなお話をさせていただいたかと思いますが。</p>
部会長	<p>どうでしょうか。もう一度また委員さんが多い時に最終的に諮るということで、これは外す候補として挙げておくということで、落としてしまうと二度と復活してきませんので、それと、出席委員さんは六名のうち半数は超えて欲しいなと、四名ですね。</p>
事務局	<p>もし残るとした時の主語は執行機関でよいのですか。</p>
部会長	<p>執行機関でよいのではないですかね。</p>
事務局	<p>現時点では残しておくということでよいのですか。</p>
部会長	<p>皆さんがお集まりの時には、無くしてもよいのではないかという提案をしてですね、意見を言っていただくということでよろしいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>(市民提案)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。 <p>ということで、議会基本条例の方にも同じような規定があったと思うのですけれど、そ</p>

	<p>の関係をどう整理しましょうかということ、パブコメの実施要綱にもそういったことがあるということ、法律にも景観法や都市計画法にも住民提案制度があります。</p>
部会長	<p>基本的には今までの議論ですと、議会基本条例の中で謳われているものは外して執行機関ということによろしいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは執行機関ということで。 (権利保護・苦情対応)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。 ・ 市は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。 <p>ということで、議会基本条例にも同様の規定があるのですが、こういうものは執行機関と判断しているところです。</p>
部会長	<p>よいと思います、執行機関ということで。</p>
事務局	<p>(人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。 <p>ということで、直接的に関係するものがないのですが、市民協働指針の中に育成について触れているところがあります。そういったことから、主には執行機関が行うべきものであろうということで、執行機関というふうに捉えております。</p>
部会長	<p>どうでしょうか、よろしいですかね。執行機関でよいと思います。</p>
事務局	<p>今までが市政運営の章で、比較的の主語の整理もしやすいかと思いますが、ここからは章が変わりますので、少し議論になろうかと思えます。</p> <p>(他の地方公共団体等との連携・協力)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。 ・ 市は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。 <p>ということで、議会基本条例には位置付けはありません。実例の方を見ていただくと、姉妹都市や交流促進都市、全国市長会や九州市長会の会長になっていることもあって、他の地方公共団体との連携を執行機関のみでいくのか、議会も一体となって取り組んでいくべきものなのか、その点の整理が必要かなと思っております。</p>
部会長	<p>これは、項目として別項目になれば、私は議会を含めてもよいのかなという気がしています。どうでしょうか、他の委員さんは。</p>
委員	<p>これは議会を含んでよいと思います。</p>

事務局	執行機関及び議会ということによろしいでしょうか。
部会長	はい。
事務局	(多文化共生)です。 ・市は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。 ということで、内容は同じです。
部会長	これも同じでよいと思います。
事務局	議会も含めるとということによろしいですか。
部会長	はい。
事務局	例えば、多文化共生ということだと、場合によっては市民も含めて考える余地がないことはないのかなと個人的には思っているのですが、その辺はどうでしょうか。
部会長	そうですね、この辺は何を目的としてこれを入れるのか入れないのかを含めて、ここだけの議論ではなく他の議論も含めて、市民の定義ということも入ってくるのだろうと思うのですが。そこを含めて最終的には決めていただくという形になるのかなと思うのですが。
事務局	場合によっては直接的な表現にはならないかもしれませんが、前文の中に趣旨として謳いこむとかですね、そういった規定の仕方もあり得るのかなと思っているのですが。
部会長	そうですね、前文の中や市民の部分でこういったことが謳われる可能性はあるのかなと思っているのですが。上の「連携・交流」の章は、やはり地方公共団体が中心となってやるような場合があると思いますから、そのまま執行機関及び議会でのよいのでしょうか、「多文化共生」というところは他との関係を考えて上で、市民ということをどう扱うかということを考える必要があるのかもしれない。
事務局	できれば、市政運営部会としては市民を含めますよという、そこまでの結論をいただきたいのですが。
部会長	その場合は文章が変わるのかなと、「環境の整備に努める」というのは、どういうことを意味しているのかなと思うのですが。市民であれば「あらゆる人を」ということになるのですかね、市民であれば、そのための環境の整備は、少し行政的なことになるのかなという感じがするので、市民が入ると若干文章が変わってきますよね。どうでしょうか。
事務局	市民も含めて一体となって皆でやっていきたいと思いますということになると、少し結びの部

	分が変ってくる余地がありそうな気はします。
部会長	並べるのであれば、それでもよいですかね。
事務局	その辺りの表現については、今後検討していく余地は十分あると思うのですが、主語としてはですね。
部会長	趣旨としては、市民も入った方がより広がりがあるのかなという気はしますが。
事務局	市も入れると、「市は」というこのままになるのかもしれませんが、市民も入れるということではよいですか。
部会長	そうですね、はい。
事務局	(自然環境・景観の保全等)です。 ・市及び市民は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。 ということで、これは個別の政策であるということで、主語は「市長」だということと、この条文だけ当初から「市と市民は」という表現にさせていただいております。ですから、「市長は」というより「市民は」ということになるかと思えますけれど、個別の政策がここに入れられているような感じは持っているのですが。
部会長	「市及び市民は」としたのは、行政だけの問題ではないということからですかね。「市」の定義によるのですね、「市」をどのように定義するのか、今「市長は」というふうに言われましたが、「市」というものを市長を含む執行機関、議会、市民と全部入れて定義すれば、上の方はそういう意味で「市は」になるかもしれないということだったと思うのですが、これは議会も主語が入ってもおかしくはないですよ。
委員	と は同じ捉え方でよいでしょ。
部会長	そういう感じはするのですが。特に環境基本条例等の個別の条例があるのですが、個別の条例だけの問題ではなくて、色んな活動を含めてということであれば、「市は」でもよいのかなという感じはするのですが。委員さんはそういう意見ですか。
委員	ええ、私は が「市は」であれば、 もそれでよいという気がします。
部会長	ということでどうでしょうか。
事務局	ここが個別の政策として入ってくるのですね。今までも特色のある自治基本条例にというご意見をこれまでいただいておりますが、これが入ると特色のあるということになってくるのかなと思います。他都市の条例を見ても、由布市はこんな形で入っていましたし、それ以外でも入ってあったりするところもありますし、そういった形の位置付けになるのかなと思いますけれど。

部会長	ということで主語なのですが、「市長は」ということにしなければいけないのですか。
事務局	今すぐここでこの部会だけでも決められるものではないかと思いますが、この条文が個別の政策に関わってくるので。
部会長	そうですね。
事務局	景観条例や環境基本条例を定める中で、一つの政策として行っている分野ですので、これを自治基本条例という大きな条例の中で謳うことが是か非かということも全体で議論していただきたいと考えております。
部会長	それはもちろん議論されないといけないと思います。必要ないという意見も多分あるのではないかと思います。特に、必要が何処まであるかということは、議論をこれからして欲しいということで付けておいていただいいてよいと思います。
事務局	それでは、そこも「市は」という形に替えさせていただきたいと思います。
部会長	今までのところマックスで出しているということであろうと思いますので、ここの部会での委員さんの出席が多い時に、削られるものは削って行って議論した方がよいかと思いますが、特に別項目に関しては全体できちんと議論していただいて、こういうことが考えられるというくらいで出していただいたら如何かと思います。よろしいでしょうか。
事務局	そうしますと、これで市政運営部会として案が固まったということで、他部会は五月の連休明けに行って案ができますので、ここで一度事務局に預けていただいて、整理をさせていただいて、その後また部会になるのか、部会代表者会議になるのか、全体会になるのかということも議論させていただければと思いますので。次回は、こちらの方から日程の調整をさせていただいて、ご連絡をさせていただくという形でお願いできればと思います。
部会長	この部会としては、特に連休明けにする必要はないということですね。はい、分りました。また、委員の皆様には日程等の連絡がいくと思います。次の会が全体会になるのか部会になるのか未定ですね。
事務局	明日、委員長が部会長である「執行機関・議会」部会がありますので、そこで委員長と話をしながら、連休明けに部会がありますので、大体の線が見える形になってくるのかなと思っています。ただし、委員長の部会が中身の議論に入っていないので、1、2回で終わるのかどうかというのがありますが、全体を通したのものがある程度できそうな感じにはなっていますので、その上で全体会で皆さんで議論するのか、部会代表者会議レベルで議論するのか、それとも同じものを持って各部会で一から通して議論していただくのか、バランスを見ながら、特に自分の部会についてはバランスを見るところを変えた方がよいかなという議論になっていくのか、明日委員長と相談させていただいて、調整をさせていただきたいと思います。

部会長	予定より随分遅れているのだらうと思いますが。
事務局	実は遅れています。この部会は一番項目が多いのにもかかわらず早くまとまって。
部会長	本当にそれがよいのかなと反省しながらやっているので、時々要らないことを言いますが。
事務局	部会長が心配されているように全体を見ないと分らない部分もあるものですから、一度並べてみて事務局なりにも少し調整をさせていただいた上でご提示できれば一番よいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。
部会長	それでは今日はどうも有り難うございました。